

認知症施策の総合的な推進

令和元年9月13日
厚生労働省老健局

これまでの経緯・現状

(第1期～第4期)

- 介護保険制度における認知症施策は、平成12年の介護保険制度創設自体が、認知症ケアに多大な貢献をもたらしており、直近の調査における介護が必要になった主な原因においても認知症が上位となっている。また、制度創設時より、「痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）」を法律に位置づけ、認知症（制度創設時は痴呆）に特化したサービスを設けている。

平成17年介護保険法改正においては、認知症の高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、新たなサービス類型として地域密着型サービスを創設するとともに、地域包括ケア体制を支える地域の中核機関として地域包括支援センターを位置づけた。また、「痴呆」が「認知症」に用語が変更された上で、「認知症」の定義が置かれたほか、通所介護サービスに「認知症対応型通所介護」の類型が設けられ、「認知症対応型共同生活介護」及び「認知症対応型通所介護」は地域密着型サービスに位置づけられた。

第4期までの介護保険事業（支援）計画においては、サービスの一類型としての位置づけであり、認知症施策に関しては記載事項として位置づけられていなかった。

(第5期)

- 平成23年介護保険法改正において、認知症の人への適切なサービス提供等を支援するため、調査研究の推進及び人材の確保・資質の向上に係る努力義務規定が盛り込まれた（第5条の2）。

さらに、認知症ケアのニーズ把握と計画的なサービス確保を図るため、介護保険事業計画の任意記載事項に、「認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項」が盛り込まれた（第117条第3項）。

これを受け、第5期における基本指針において、上記の事項を地域の実情に応じて選択して重点的に取り組む事項として介護保険事業計画に位置付け、事業内容等を定めることが望ましいとされた。

これまでの経緯・現状

(第6期)

- 平成26年介護保険法改正において、地域支援事業の包括的支援事業の一つに、認知症総合支援事業（保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業）が位置付けられた（第115条の45第2項第6号）。

これを受け、第6期における基本指針において、市町村・都道府県の事業（支援）実施のための基本的事項に認知症施策の推進を位置づけるとともに、介護保険事業（支援）計画の任意記載事項に認知症施策の取組の各年度における具体的な計画を定めることが重要である旨などが定められた。

(第7期)

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めることとした。

(新オレンジプランの7つの柱)

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発およびその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

- この新オレンジプランの策定を踏まえ、平成29年介護保険法改正において、認知症施策の基本的な考え方として、認知症に関する知識の普及・啓発、心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重等が新たに盛り込まれた（第5条の2）。また、地域支援事業の認知症総合支援事業について、都道府県の市町村への支援が努力義務化され、都道府県の介護保険事業支援計画への任意記載事項とした（第115条の45の10第3項、第118条第3項第5号）。

これを受け、第7期における基本指針において、市町村・都道府県の事業（支援）実施のための基本的事項として、認知症施策の推進については、新オレンジプランに沿って取組を進めることが重要である旨が定められた。

これまでの経緯・現状

(最近の動き)

- こうした中、平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」(以下「大綱」という。)が取りまとめられた。
- 大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」(※)を車の両輪として施策を推進していくこととしている。その上で、この基本的な考えの下、以下の5つの柱に沿って施策を推進することとしている。
 - ①普及啓発・本人発信支援
 - ②予防
 - ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ⑤研究開発・産業促進・国際展開

(※) 大綱における「共生」と「予防」

- ・「共生」：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味
- ・「予防」：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

- また、本年6月20日、認知症基本法案(衆法第30号)が衆議院に提出された。(継続審議中)

論点

- 大綱では、認知症施策の推進にあたって、「共生」と「予防」という基本的考え方を位置づけ、新オレンジプランの内容から更に施策の充実・拡充（例えば、チームオレンジの取組、ピアサポーターによる本人支援の実施、認知症予防に資する可能性のある活動の推進等）を図った。
第7期介護保険事業（支援）計画においては、新オレンジプランの考え方が盛り込まれたが、大綱の考え方・施策等を効果的に推進していくため、第8期介護保険事業（支援）計画における認知症施策の位置づけや盛り込むべき内容、重点化・明確化すべき内容について、どのように考えるか。
- 自治体が定める認知症が関係する他の計画の作成については、施策の効果的な推進や自治体の負担等の観点から、一体的な作成や互いに調和を図ることなどを進めてきたが、大綱の考え方・施策等の推進にあたり、他の計画との関係についてどのように考えるか。
- 介護保険法における認知症施策の推進に関する規定（第5条の2）については、平成23年介護保険法改正で調査研究等の推進が位置づけられ、また、平成29年介護保険法改正で新オレンジプランの考え方を位置づける改正が行われてきたが、今後、大綱の考え方・施策等を推進するにあたり、当該規定についてどのように考えるか。